

## **[事案 2020-81] 新契約無効請求**

・令和3年1月14日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成30年1月に信託銀行を募集代理店として契約した通貨選択型定額個人年金保険（豪ドル建）および同年8月に契約した通貨選択型定額個人年金保険（米ドル建）について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) これまでも、定期預金が満期になると、何回も銀行から電話で呼び出されていたため、今回も定期預金の満期の手続きだと思っていた。銀行が生命保険会社の商品を販売できることを知らなかったため、保険の契約をしたとは思っていなかった。
- (2) 適合性の確認が不十分であり、適切な保険の提案を行っていなかった。
- (3) 自分は高齢者であったため、募集人および上席者は、募集手続に際して、家族を同席させ、家族にも商品説明した上で契約手続を行うべきであった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対し、パンフレット等で説明をしており、申立人は、保険商品であることを理解していた。募集人の上席者も、本契約提案前には募集人に同席し、申込翌日には電話で申立人の意向等を確認して、本契約が保険商品であることを説明している。申立人は本契約が保険商品であることを理解していた。
- (2) 募集人とその上席者による適合性確認は問題がなく、本契約は申立人の意向に沿うものであり、適切なものであった。
- (3) 募集人が、家族の同席について申立人の意向を尋ねたところ、申立人からお金の管理は常に自分でしているとして固辞された。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人の長女、ならびに募集人および募集人の上席者2名に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の説明や適合性の確認が不足していたとは認められず、高齢者への対応も適切に行っており、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。